

診療施設届出事項変更届出書の記入上の注意事項について

岡山県岡山家畜保健衛生所

変更届及び以下の注意事項を参考に、該当する項目すべてについて記入してください。

また、変更届は、変更が生じた日から10日以内に届け出てください。

1 開設者の住所・氏名

- (1) 開設者が法人の場合には、主たる事務所の所在地・名称を記入してください。
- (2) 開設者が変更になった場合（代表者名変更時は届出不要）、開設者が個人から法人となった場合は、既届出施設の廃止届と新名義で開設届を提出してください。

2 診療施設について

- (1) 開設場所が変更となった場合、既届出施設の廃止届と新規開設届を提出してください。
- (2) 休業を伴わない増改築を行う場合、工事完了後に変更届を提出してください。
- (3) 休業を伴う増改築を行う場合、改築を行う診療施設について休止届を提出、改築に伴う代替診療施設がある場合は代替施設で開設届を提出、改築完了後は代替施設の廃止届と新施設の再開届を提出してください。

3 診療施設の構造設備の概要及び平面図

- (1) 診療施設の構造設備に変更があった場合は、変更後の診療施設の平面図を添付し、図面に施設の概要を記入してください。
 - ・建物の構造（鉄筋コンクリート、木造、軽量鉄骨等）
 - ・診療施設の面積（㎡）
 - ・受付、待合室、診療室、エックス線室、手術室、入院室、調剤室、薬品保管庫等
 - ・主な施設（診察台、エックス線装置、薬品棚、ケージ、検査機器等）
- (2) 診療施設が他施設の敷地内にある場合、施設内における配置図を添付してください。

4 エックス線装置施設

- (1) 新規にエックス線装置施設を設置した場合、既届出エックス線装置施設に変更があった場合、変更届にエックス線装置施設設置変更届を添付してください。
- (2) エックス線装置の変更は、①装置の更新、製作者名、型式及び台数 ②エックス線診療室の構造、撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更 ③予防措置の変更 ④エックス線診療に従事する獣医師の変更が該当します。
- (3) エックス線装置を休止・廃止する場合は、診療施設休止届または診療施設廃止届を提出してください。

5 診療を行う獣医師

- (1) 研修獣医師（代診）を含む、診療に従事する全獣医師について届出する必要があります。採用等で獣医師に変更があった場合、変更届を提出してください。
- (2) エックス線診療に従事する獣医師に変更があった場合、エックス線従事者変更届を添付してください。
- (3) 変更する獣医師の獣医師免許証の写しを添付してください。裏書があれば、両面の写しを添付してください。

(3)

6 その他

- (1) 多数の項目に変更があった場合には、それぞれの項目について変更前・変更後の内容、変更年月日を記入してください。記入欄に書ききれない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙を添付しても構いません。